

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（1ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
1	縦断方向の連続性の確保（床止めの改築など） (12)	<p>鴨川や桂川は以前と比べて水質も良くなりましたが、普通にいたアユやウナギなど海からやってくる魚がいなくなりました。大阪湾や淀川の環境が悪いからでしょうか？違います、鴨川と桂川の環境が悪い（縦断方向が不連続である）のが原因です。京都の自然は豊かなのか、京都の環境はこれでいいのか、疑問です。</p> <p>漁協がアユの放流を毎年続けるだけではなく、海からやってくる天然アユを受け入れる川を取り戻すことにお金を使うことが財政の健全化だと思います。</p> <p>「天然アユが蘇る！鴨川づくり！」といった重点施策ならば、市民も漁協も納得し、行政とともに汗して、その施策の取り組んでいけるのではないかと思います。</p> <p>緑や水の見ただけが良いのではなく、本当の自然を守り、天然の地産飲料を取り戻す漁業施策・河川整備こそ、プランに盛り込むべきではないでしょうか。実現に向け、歩んでいただきたいです。</p> <p>京都独自の自然の復元力を取り戻すこの対策に、お金をかけることは、京都のためにも日本のためにも、自然のためにも、正しい！！</p> <p>京都が行うべき、日本の心の故郷を取り戻す、憲義のある、誇りある、真の環境対策と言えます。</p>	<p>鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p> <p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。</p> <p>ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。</p> <p>また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p>
2		<p>川が川をつくるのを手伝うとの認識のもとで、徹底した河川の連続性の確保、川本来のダイナミズムの再生、環境、治水、利水にわたる健全な水循環、物質循環系の構築を進めることを、本計画にはっきりと記すべきではないでしょうか！</p>	<p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、“鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。</p> <p>なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>
3		<p>鴨川本流の落差と、本流と支流の接続部分の落差を改良し、連続性を確保する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>健全な水・物質循環のためには、森・里・川・海との繋がりが大切です。</p> <p>私有地である森林や農地の良質な維持保全が健全な水・物質循環を育てます。この施策は大切です。</p> <p>当然、河川サイドからも、森林や農地と繋げるために、川の落差を取り除き、生物の移動が保たれた、健全な水・物質循環を図っていくことが大切です。</p>	

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（2ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
4		<p>悪化した河川環境を再生するために、鴨川にある井堰の落差、支流河川との落差、これらは、今すぐにも改良していくべきです。</p> <p>日本の各河川において、足並みを揃えてやっていくことですが、鴨川下流（桂川・淀川などのことと思われる）には、淀川大堰しかありませんし、淀川大堰には改良の余地はあっても魚道が設置されています。鴨川の井堰には魚道がありません。</p> <p>国が10年間で必要な対策をとるのだから、京都府が管理する鴨川においても、今から10年間で解決する必要があると判断します。当然、京都市が管理する鴨川支流河川も同様です。</p> <p>計画原案の「自然環境への配慮」のところで、河川工事のときに連続性を確保すると記されていますが、ついでにやるでは駄目です。連続性確保井堰改良事業（魚道等設置事業）を鴨川全区間で実施してください。</p>	<p>（1ページの回答と同じ）</p> <p>鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p>
5	縦断方向の連続性の確保（床止めの改築など）	<p>井堰により、魚や水生昆虫等の生息環境を分断してしまったことが、現在の鴨川の問題であり、魚がのぼりやすい川へ再生することが重要課題である。</p> <p>井堰を改良し、四条・三条・丸太町・出町柳・・・に、アユがぴちぴちやってきたら、こんな素晴らしいことなないですよ。</p>	<p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。</p> <p>ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。</p> <p>また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p>
6	(12)	<p>しかしながら、治水整備に伴って、天然アユがいなくなったことは残念でなりません。私は昔から鴨川とともに生きてきた者です。川に入り、水に触れ、生き物に触れ、鴨川のこと誰よりもずっと知っていると思います。</p> <p>ウナギとサツキマスとかもいなくなったのは知っておりますか？知る者はあまりいないでしょう。それだけ川に入る人が少なくなった、川に魅力がなくなったのかと思います。</p> <p>計画に、アユの写真があって、アユがいるかのように書かれてますが、確か放流したのがいるだけですよ？</p> <p>オオサンショウウオがいるから自然豊かといってしまうのも短絡的です！</p> <p>確実に1つ言えることは、アユやサツキマスとかがいなくなってしまったことですよ。</p> <p>これを何とかしてほしい！昔のように、雲ヶ畑までアユとかが上っていくよう、切に望んでおります。</p> <p>出町柳までの鴨川、柵野堰堤までの賀茂川、花園橋までの高野川、堰の数は60個くらいあるようです、数えましたよ。年に10個の改善で、6年あれば、アユとかその他の魚などの自由な行き来ができるようになり、魚の種類も豊かになりますよ！</p> <p>私が生きている間に何とか豊かな鴨川に戻してほしいのです！</p>	<p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、”鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。</p> <p>なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（3ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
7		<p>京都は景観ばかりを重視するだけ。鴨川の魅力がなくなった。魚がたくさんとれた、川らしい川はどこにいった。川辺に座るカップルのこととか、水辺を歩くこと（回廊）を考えるだけでどうするのか！？市民が大勢、日曜日に川に入り、アユとかハエとか沢山とって、食べてた、あの頃はどこにいったのか、残念だ、なんとかして！</p>	
8	縦断方向の連続性の確保（床止めの改築など）	<p>京都市内の桂川では、魚がのぼれるように、10年間で井堰をすべて改良すると聞きました。 鴨川も同じように、10年間で井堰をすべて改良するべきです。 水辺の回廊とは、生物回廊（この4漢字の上に点で強調している）（コリドー）の意もある。人工の水路でなく、自然の川なのに、このタイトルで、その内容がないのは中身が浅いです。 京都市民として「京都の鴨川はすごいで！」と誇れないです。見せかけの自慢はもうやめましょう。「鴨川は水深も浅いけど、結局は中身も浅い！」と川に詳しい人から絶対言われますよ。 魚がのぼれる水辺の回廊整備をプランに入れて実現し、誇れる桂川と鴨川を全国に知ってもらいたいです！</p>	<p>（1ページの回答と同じ） 鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p>
9	(12)	<p>水辺の回廊とあるから、数多くある堰堤を改良して、魚が回廊できるように鴨川を創造するのかもしれないと思ったら、人が水辺を歩けるようにするだけの案になっていて残念です。 生物や土砂や湧水など、河川環境をどうしていくか、これこそアクションプランをおこなっていくべきことではないでしょうか。 今からでも、水辺の回廊整備・鴨川創造プランに、「河川環境の整備と保全」を新たな重点施策として掲げるべきです。強く望みます。</p>	<p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。 ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。 また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p>
10		<p>大阪湾から相当数のアユが遡上してくるが、鴨川の堰を上れないでいる。 恐らく力尽きて死に絶えるアユが多いことだろう。 鴨川での課題解決アクションプランに何故これがないのか不思議である。 委員や府職員の方々は、これを必要ないと判断したのか？ただ知らないだけなのか？ 本プランに「アユが息づく鴨川再生」を入れるべきである。 今こそ、河川環境を取り戻す折り返し地点に来ているのではないのでしょうか。 時期尚早ではありません、今から取り組んでいかないと未来に鴨川を引き継げません。</p>	<p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、”鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。 なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（4ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
11	縦断方向の連続性の確保（床止めの改築など） (12)	<p>鴨川河川整備計画（原案）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 洪水を防ぐための治水対策は、引き続き計画に基づいた実施が望まれる。 2 P8の2.2利水の現状と課題では、農業用水がどこで取水されているのか具体的に記すべきである。市街地に残された農地の存在は、水源かん養の観点からも重要だからである。 3 P8の2.3.2自然環境に、河川への土砂流出などの影響が懸念される書かれているが、これは水質にも影響がある。 4 オオサンショウウオの生育ではなく、生息である。また、オオサンショウウオがいるから、鴨川の豊かな自然が保持されているというのは安易である。 5 「鴨川で確認された主な生物たち」とあるが、昆虫類がない。トンボなどの水生昆虫は水辺の生き物の代表でもあり、記すべきである。 6 生物は、今いるものを書くだけではなく、過去にいたがいなくなった生物、その生物がいなくなった原因等を書くべきである。 7 自然の豊かさの指標は生物の多様性であるが、京都市は自然が豊かなのか疑問である。大都市の大阪市も、淀川が貫流し、生物の種類は多様である。 8 アユが確認されるとあるが、確認されるアユは、放流されたものと、鴨川最下流の堰を遡上できない稚アユである。 9 P11の3.5河川環境の整備と保全に関する目標は、項目を分けずに、1本にまとめてもよい。 10 治水と河川利用の整備内容は具体的に記されているが、P17の河川環境の整備と保全では、課題解決に向けた整備内容を具体的に追記するべきである。 11 鴨川で最も解決するべき河川環境の課題は、堰・落差工による魚類等の生息・繁殖環境の分断であり、淀川水系河川整備計画案の桂川と同じく、鴨川全区間の堰・落差工の改良を行うべきである。 <p>水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 治水対策と公共空間整備は、短期計画として十分な内容である。 2 治水と、人間のための河川環境とともに、川本来の河川環境に対する施策を追記するべきである。 3 川本来の環境・文化の創造の1つは、天然アユが生息し、人がアユ漁を行い、人がアユを食す、この再生である。 4 鴨川で最も解決するべき河川環境の課題は、堰・落差工による魚類等の生息・繁殖環境の分断であり、アクションプランとして解消していくべきである。 	<p>(1ページの回答と同じ)</p> <p>鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p> <p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p> <p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、”鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（5ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
12	縦断方向の連続性の確保（床止めの改築など） (12)	<p>P8では、生物が確認されたという表現をされてますが、確認ができたことと生息しているというのは別だと思えます。例えば、アユは釣り人用に放流されているので確認できて当然ですが、はたして自然繁殖をして生息数を維持しているのでしょうか？堰がたくさんある鴨川をアユが遡上するのは厳しいように思います。遡上できなければ繁殖も難しいでしょう。アユに限らず下流の魚が上流に上がれないような川を「世界に誇る」のはやめておいたほうが良いでしょう。</p> <p>P17に「自然環境への配慮」という項目があります。河川工事において配慮するのは当然ですが、それだけで終わっているのがこの計画（原案）の残念なところ。30年という中長期計画なのに、自然環境については具体的な話が入っていないように思います。まだ原案段階なので、次はぜひ「すべての堰に魚道等を設置し、魚が遡上できるようにする。」という文言をいれて下さい。この項に「縦断方向の連続性確保に努める」とありますが、「務める」ではなく「確保」して下さい。</p> <p>私はただの生き物好きで、自然環境や河川の専門知識は持っていませんので、的外れなことを書いたかもしれませんが、中長期計画なのに自然環境のことがほとんど盛り込まれていないことに疑問を感じ、メールさせていただきました。人の命に係わることなので、治水がメインになってしまうのはしかたがないのかもしれませんが、バランスのとれた鴨川河川整備計画になることを願っています。</p>	<p>(1ページの回答と同じ)</p> <p>鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p> <p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p> <p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、“鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。</p> <p>なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（6ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
13		<p>治水と利水（利用）と河川環境のどれかを劣後にはずすことなく、同列に扱うことが、河川整備の基本です。 しかし、このプランには「治水」と「利水」だけしか重点施策がなく、「河川環境」についての重点施策がありません。 鴨川の河川環境には、課題がないのでしょうか？ 河川環境の課題をきっちりと示し、その課題解決に向けたアクションを鴨川創造プランに入れられたい！</p>	<p>（1ページの回答と同じ） 鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p>
14		<p>「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる」この考え方こそ、流域住民の考え方ではなかったのですか！？ しかし、本計画両方とも、そのことが全くないようである。 この内容のまま、両計画が決まってしまうと、鴨川の夢も希望もない！！ 詳しく書かれている「治水や利水」はこれでいいかもしれないが、「河川環境」の内容は、大幅に変更するしかないですよ。</p>	<p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。 ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。 また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p>
15	環境に関する記述について（10）	<p>治水と回廊の整備だけで、河川環境が示されていない。鴨川は「排水路」でもなく「道」でもない。 治水と回廊整備だけではいけない。 このプランのまま整備が進めば、鴨川が「道」兼用「排水路」になってしまう。</p>	<p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、”鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。 なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>
16		<p>この計画2つとも、古い河川整備の考え方しか入っていません。治水と一緒に回廊整備のことがメインです。 必要ないと思っておられるのか分かりませんが、もっと河川の生物のこととかを真剣に考えていただきたい。 珍しいカワニナを守ることが目的ではない。珍しいカワニナも含めて生物を守ることが、人の食料を守ることでもあるということを行政は理解すべきである。養殖の魚よりも天然の魚を食べたくないですか？天然の魚を守るためには、当然、繋がりがあう生物・生態系を守らなければなりません。 京都市民140万人の貴重な自然資源です。どうか、昔のような鴨川の自然を復活していくような計画をつくり、事業を進めていってほしいものです。</p>	<p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、”鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。 なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（7ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
17		<p>この原案、生態のことがあまりにも内容が薄くないでしょうか？ 専門家の方の意見を聞いておられるのでしょうか？ 生態の専門家の意見がないように思われます。 内容の充実をお願いします。</p>	<p>(1ページの回答と同じ) 鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p>
18	環境に関する記述について(10)	<p>川の魚や水生昆虫や水生植物は、私たちの貴重な財産です。しかし、多くの方は、これらの表面的なことは分かっても、詳しくは専門家でもないので理解できない。行政も、専門でない、こだわりがない、見た目よければ文句も言われぬ、である。何が原因で生き物が減ったのかも、分からないまま、どうこうせず、月日が流れていく。 このプランも、公共空間整備と治水対策だけである。 悪くなってしまった河川環境を再生する対策を、重点施策に入れるべきである。 委員会で検討していただきたい。 鴨川は、京都府民、日本国民みんなのもので、 私たちが共に意識して、鴨川を創造し、世界に誇りたいものです。</p>	<p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。 ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。 また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p>
19		<p>国の淀川水系河川整備計画と違い、府の鴨川河川整備計画（原案）は、生物のことは現状に満足し、治水と親水のことだけしか考えられていないような感じです。 鴨川が、日本や世界に誇る川であるならば、生物のことにメスを入れなければならないのではないのでしょうか？ 親水だけなら、排水路であってもいいわけで、鴨川は排水路ではなく川です。 生物が景観をつくる、生物が川と人をつなぐといったことは大切であると思いますよ。 川らしい自然を取り戻す対策を、生物の専門家の意見をもっと聞くなどして、十分に盛り込んでいただきたいですね。</p>	<p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、“鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。 なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（8ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
20	環境に関する記述について (10)	<p>はじめに 淀川水系河川整備計画も読んだところ、本計画の内容があまりにちっぽけで情けなく感じた。どうして、人中心の計画しか書いていないのか。淀川水系河川整備計画をもっと熟読し、鴨川が淀川水系であることを認識した上で、淀川水系河川整備計画の考えにのっとり、整合性を図るべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ジョギングロードの整備や、鴨川に生息する生物を全く無視した「緑の回廊」整備は重点施策に挙げるような内容ではない。鴨川に生息する動植物を調査して、保護すべき種、駆除すべき種を明確にし、それに基づいた整備をするのが先決である。 2. 生息リスト(計画p8)の中に、水生昆虫類や節足動物等の種類が全く入っていない。どこにでもいるような種類しか載せておらず、鴨川の特有種や貴重種が全く区別されていない。一般市民からは、鴨川はどこにでもあるごく普通の河川としか移らない。 3. 私が1997年4月に京都府立大学大学院時代に、研究テーマの一環として鴨川で水生昆虫を調査したところ、雲ヶ畑付近で28科46種、北大路橋上流付近で28科42種、竹田では14科18種を確認した。他の時期も調査すれば、水生昆虫だけ見ても鴨川にはこれ以上生息していることは明らかである。 4. 貴重種を含めた多様な生態系の保全再生を図るのであれば、具体的な整備方法を書くべきではないか。例えば、オオサンショウウオを保全するために、護岸の一部を人口巣穴として整備する、大雨で流された際の上流域に戻るための段差の無い堰堤の設置等…。淀川水系整備計画の中では、はっきり明言されている。 5. 冬の渡り鳥が冬の風物詩となっており、野鳥の自然観察スペースを整備するのであれば、鴨川が渡り鳥に果たす役割を調べ、例えば、渡りの途中の休息場所として重要であることを位置づけるべき。 6. 中州については、マイナスイメージしか書かれておらず、除去することしか考えられていないが、人が踏み入れにくい環境であることから、鳥類等の営巣場所として重要ではないか。 7. はっきり言って河床整正をする必要性がわからない。河川環境を保全したもっと他の方法を探すべき。安易に土砂を取り除いて均平にすればよいものではないはず。環境保全を重要視した今の時代にそぐわない。それに、3月or9月が環境に影響が少ないという根拠がわからない。水生昆虫の多くが春に羽化する以上、3月が影響が少ないと言えないし、そもそも影響が少ない時期はない。1997年2月に北大路橋付近でなされた河床整正によって、整正前に当初生息していたが、1年経っても確認できなかった生物種もいる。 <p>最後に人中心ではなく、「生態系が健全であってこそ人は持続的に生存し、活動できる」という考え方に基づいた整備（計画書への明言化）を前面に出した計画の策定を望みます。</p>	<p>(1ページの回答と同じ)</p> <p>鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p> <p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p> <p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、“鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。</p> <p>なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（9ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
21-1	環境に関する記述について (10)	<p>鴨川の利用の多くは、河原に座ったり、歩いたりすることです。ただ、歴史都市京都はもっと自然や文化に重きを置くことが大切だと思います。そのため、昔から鴨川を利用してきた方々の意見は、少数でも重く受け止める必要があると思います。水の流れや川魚など、鴨川資源を利用してきた人と文化の再生を図る！！鴨川資源の再生を図る！！これこそが、今、手がけていくべきアクションプランではないかと感じます。</p> <p>P 8に、大都市の中であって、鴨川には豊かな自然を有していると書いているが、もっと大都市、大阪市を貫流する新淀川にも、多くの種類の生物がいます。そんな新淀川では干潟をつくったり、生物のための事業に取り組まれています。淀川の上流にあるという認識のもと、京都も、生物のための事業に取り組まれない。鴨川だけは、治水、景観、空間利用だけでよいでは、京都は勝手である。生物には、上流も、下流もない。上流でも、下流でも、その事業に取り組まないと、豊かな自然は育たない。</p> <p>中州は、治水上問題があれば、除去すべきである。また、「中州が生態系の良好な環境を生み出している。」という意見があっても、除去という多少の人為的攪乱は、洪水という自然的攪乱と同じ役割を果たし、生物多様性を生むことも考えられる。放流アユの保護ロープを議論する前に、アユが大阪湾から遡上してきているのに、鴨川の堰を上がれないでいる。このことを議論すべきではないのか。オオサンショウウオも出水で下流に流されたら、上流に戻れないでいる。京都府は、この問題を府民・市民に正確に伝え、その課題に取り組んでいくべきであり、原案に記すべきである。</p>	<p>(1ページの回答と同じ)</p> <p>鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p> <p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。</p> <p>ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。</p> <p>また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p> <p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、”鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。</p> <p>なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（10ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
21-2	環境に関する記述について（10）	<p>琵琶湖・淀川水系には、ビワコオオナマズやワタカなど、多くの固有種があり、イタセンバラやアユモドキなど貴重な動植物が多く生息・生育するところである。鴨川も、琵琶湖・淀川水系の1河川という認識が必要である。もっと、生物の生息・生育・繁殖環境に対する整備や保全を、緊急かつ断続的に取り組んでもらう必要がある。</p> <p>オオサンショウウオが主にいるのは京都府管理区間ではなく、上流部である。オオサンショウウオがいるから鴨川の自然が豊かであるとあるが、京都府管理区間の自然は決して豊かではない。水質が保たれるのは、下水処理と上流の森林面積が大きいからである。京都府は、河川の自然環境に対して、何か事業をしたのか知りたい。悪化した自然を取り戻すために、河川の自然環境に対する事業をするべきである。</p> <p>鴨川の状況から判断すると、まず、河川横断工作物による縦断方向の分断を解消する必要があると思われます。これは遡上アユ対策でもあります。遡上アユ対策は、鴨川にどれだけの天然アユ資源量（遡上や放流の状況等々）があるかをまず調べることです。これは、京都府や京都市の水産課、漁協との連携が何よりも重要です。なお、淀川の遡上状況なら、国土交通省や大阪府水生生物センターに情報があると思われます。これらの施策は、次に引き継ぐためにも、鴨川河川整備の中長期計画・短期計画に明記する必要があります。アユは日本の魚と言ってもいい、それだけ当たり前のようにいた魚です。しかし、京都が誇る鴨川、日本国民が知る鴨川には、アユがいません。アユがいない川は病んでいると言われます。これは、河川管理者だけのせいでもありません。関係機関とともに、この重要課題に至急取り組んでいただきたいです。</p>	<p>（1ページの回答と同じ）</p> <p>鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p> <p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。</p> <p>ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。</p> <p>また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p> <p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、“鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。</p> <p>なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（11ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
22-1	環境に関する記述について（10）	<p>1) 河川環境の現状と課題について（P8-9）</p> <p>1-1) 課題検討項目の不足 鴨川の河川環境の現状と課題については、水質、自然環境、景観、河川空間利用の4項目に分けて記されているが、自然環境についての現状分析ならびに課題整理が不十分である。検討の必要な項目として、河道形状、土砂動態、生物生育生息状況と生息場環境、地下水環境などが挙げられる。</p> <p>1-2) 河道形状について 鴨川の直線的護岸と床止工については景観の項目で言及されているが、自然環境の観点からの検討が必要である。とくに床止工の落差については、魚類・底生動物の移動障害と床止工間の河床勾配が緩すぎるために流れ環境が止水的になる問題が挙げられる。これらの改善のためには、現状の落差を小さくすることを念頭に現状評価と目標設定をする必要がある。また、下流の井堰についても連続性の障害要因となっていることを明記すべきである。</p> <p>1-3) 土砂動態について 中州をどう管理するかという観点は、土砂動態の管理の課題である。原案では景観の観点から中州対策の必要性を論じているが、自然環境上好ましい土砂の堆積量と移動量を検討し、治水防災の観点から許容できる範囲内で考慮する必要がある。とくに荒神橋から七条にかけての流程では河床低下が著しく、オイカワが産卵できるような砂地が失われている。健全な河川環境を保全するためには、土砂動態の現状を評価し適正化を目指す必要がある。</p> <p>1-4) 生物の生育生息状況と生息場環境について 鴨川に生育生息する動物種の現状評価と生息場の課題が記されていない。鴨川では20世紀前半から動植物相についての研究蓄積があるため、過去からの変化を辿ることができる。鳥類、魚類、底生動物などについて時代的にどのような変化を生じたかを見た上で、好ましい生物相と環境条件について検討する必要がある。また、外来種問題については対策方針を立てるためにも現状評価と課題の言及が必要である。</p> <p>1-5) 下水処理水の改善 水質については、合流式下水道の課題が挙げられているが、下水処理水が大量に流入する西高瀬川の影響把握と水質付加の総量規制や温排水の改善策についても言及する必要がある。淀川・桂川を遡って来る回遊動物が鴨川に遡上して幸福になれるかどうかは、井堰の通過障害軽減だけでなく、西高瀬川の水質・水温改善にかかっている。</p>	<p>（1ページの回答と同じ）</p> <p>鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p> <p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。</p> <p>ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。</p> <p>また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p> <p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、“鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。</p> <p>なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（12ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
22-2	環境に関する記述について（10）	<p>2) 河川整備計画の目標について（P10-12）</p> <p>2-1) 自然環境保全に関する目標 上記のような課題の現状認識が弱いために、目標の設定が現状を良しとしてこれを維持する書き方になっている。既に劣化した自然を再生し改善するための目標を立てるべきである。地球温暖化への対策や適応策の観点や、生物多様性維持への貢献、水産資源の持続的利用の目標設定などが考えられる。</p> <p>3) 河川整備の実施に関する事項について（P12-23）</p> <p>3-1) 井堰改築について（P 13） 龍門堰は天然遡上のアユが鴨川に遡するための最初の障壁であり、堰の下では魚食性の鳥類の格好の餌場となっている。垂直壁に飛び跳ねるアユをタモ網ですくう方法で漁をする人がいることから、ここに達する遡上アユの個体数はかなりものと推察される。したがって、龍門堰ならびにその上流の2基の井堰改築にあたっては、連続性の回復を図る計画にするべきである。その際、堰の落差はさほど大きくないので、様々な問題の多い従来型魚道ではなく、全面を斜路にして早瀬のような形状にする工夫をしていただきたい。</p> <p>3-2) 中州・寄州の管理について（P 16） 河床に堆積した土砂は、生息場の形成維持のための資源である。したがって、植生が覆い陸地化した中州を除去するのは、治水上河積が不足する場合に限るべきである。とくに河積が不足していない流程においては、除去するのではなく、移動しやすい位置に移すことによって、いわば川を耕す方式を検討するべきである。さらに、除去した土砂については河床低下が著しい流程に搬入して河床環境の改善に資するような計画を検討していただきたい。</p> <p>3-5) 地下水も含めた水循環の正常化について（P16） 4. 3に掲げられた河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については好ましい方針といえる。ただし、浸透施設の推進の目的とその達成度を評価できるかたちで記述していただきたい。京都盆地の水循環ならびに水環境において地下水の果たす役割が大きいことを踏まえて、地下水位、水質、水温のモニタリングと管理目標設定などを加えてはどうか。</p> <p>3-4) 河川環境の整備と保全について（P17） 本稿の1) で述べた各種課題や問題点を改善するための整備計画を順次挙げていただきたい。とくに4. 4. 2自然環境への配慮という表題は不適であり、自然環境の保全として、積極的な対策を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>（1ページの回答と同じ）</p> <p>鴨川は、都市空間に残された貴重な自然空間を有する場で、植物や小動物により多くの人々が自然を享受し利用しています。昭和11年から22年にかけての復旧工事で現在の河道形状がほぼ形づくられ、既に60年が経過しています。それ以降、部分的な改修は行ってきたが環境を一変するような大きな河川工事は行われていません。</p> <p>しかし、床止工が連続的に配置され、魚類等の移動支障や河床材料の移動が減少するなどの課題は認識しています。</p> <p>ただ、京都の代表的な風景を形成していることも事実です。</p> <p>また、公園的な植栽が行われていたり、魚類の放流が行われている状況です。</p> <p>魚類の移動支障やその他環境に関する課題については、引き続き、調査・検討に努めていくとともに、“鴨川のあるべき姿”として、有識者や地域によって把握されている課題の集約に努め、「自然環境マップ」の作成を検討することとします。</p> <p>なお、河川改修を行う区間については、縦断方向の連続性確保に努めることとしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（13ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
23		<p>鴨川河川整備計画（原案）と水辺の回廊整備・創造プラン（中間案）は、淀川水系流域委員会の意見を受けるべきだと思います。</p> <p>地方分権とは言え、河川は繋がっています。鴨川流域も淀川流域であり、淀川流域住民が意見し作り上げられた淀川水系河川整備計画案に準じた内容に、中身を大幅に変更すべきです。</p> <p>今年度中の策定のため時間がないとかで、不十分なまま策定されてしまうことのないようお願いしたい。30年間の計画である。今の計画案のまま10年後20年後の次世代職員へ引き継がないようお願いしたい。21年度のもっと内容を考え直されてはどうでしょう！</p> <p>また、時間がないなら、水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）は、京都府「課題解決のためのアクションプラン」から取り下げ、21年度に考え直されてはどうでしょう！</p>	
24	環境その他（6）	<p>淀川水系河川整備計画は治水・利水・河川環境・利用に対し、同じくらいのレベルで整備計画が記されている。</p> <p>鴨川の計画は何だ！？治水と利用しか考えてないじゃないの！！河川法はいったい何なの！！</p> <p>根本的に間違っているのではないか！！つくりなおすべきだ！！</p>	<p>鴨川は、治水安全度が低いため、その向上を図ることが急務となっています。</p> <p>また、河川改修と併せ、公共空間としての整備が遅れている下流域の整備を進めます。</p> <p>整備にあたっては、河川環境の改変や影響を出来るだけ抑えるように配慮しつつ河川工事を進める。さらに、河川工事を行わない区間についても、“鴨川のあるべき姿”の構築に努めていきます。</p>
25		<p>「鴨川河川整備計画」は、「鴨川治水・公共空間整備計画」と名称を変更してください。下流域の治水工事と公共空間整備が主な内容だからである。</p> <p>「水辺の回廊・鴨川創造プラン」は、「鴨川回廊整備計画」と名称を変更してください。公共空間整備が、鴨川の環境・文化創造するものではないからである。</p> <p>府民をがっかりさせないでいただきたい。</p> <p>計画の大筋がこのままであるなら、誤解を招くため、名称を変更してください。</p>	
26		<p>「治水」は人の命を直接的に守る！</p> <p>「利水」は、飲料水や農業用水などを確保し、人の命を守る！</p> <p>「河川環境」は、生物多様性や天然食糧資源などを確保し、人の命を守る！</p> <p>「利水」や「河川環境」は、間接的ではあるが、人の命を守る極めて大切な対策である。</p> <p>我々国民にとって、この3つは同じだけ大事です！</p> <p>「利水」と「河川環境」をもっと考えた方がいいと思います。国土交通省・淀川水系河川整備計画を見習ってほしいですね。</p>	

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（14ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
27		<p>鴨川も、淀川水系河川整備計画に準じればよいということです。 今の原案の内容では、河川環境が不十分だと言えます。鴨川も、国が管理した方がいいのでは？と思ってしまいます。 なぜ、河川環境の整備と保全のところで、自然環境の”配慮”なのでしょう？改善する必要があるところの自然環境を”整備と保全”によって、取り戻さなければならないのではないのでしょうか？</p>	<p>(13ページの回答と同じ) 鴨川は、治水安全度が低いため、その向上を図ることが急務となっています。</p>
28	環境その他(6)	<p>鴨川的环境・文化は回廊ではない！！ このプランは、京都府「課題解決のためのアクションプラン」の中の「環境・文化創造の京都」の枠に入っている！ 環境・文化創造が、鴨川の公共空間整備（緑の回廊、水とのふれあい回廊）と治水対策となっている。 川を何とおもっているのか！排水路か？道路か？ 回廊を整備することが悪いとは言っていない。鴨川的环境・文化はそんなものではない！！！！考えが浅はかである！！！！ 今の案を実行して、どういった川の環境ができあがるのか？川の文化ができあがるのか？疑問である。 本当にふざけないでいただきたい。府民を馬鹿にしないでほしい。悲しくなりますよ、本当に・・・</p>	<p>また、河川改修と併せ、公共空間としての整備が遅れている下流域の整備を進めます。 整備にあたっては、河川環境の改変や影響を出来るだけ抑えるように配慮しつつ河川工事を進める。さらに、河川工事を行わない区間についても、”鴨川のあるべき姿”の構築に努めていきます。</p>
29	中州(4)	<p>川の流れをよくすることと川の美化のため、中州の取り除きを強く希望します。 生物の生息(?)より治水は優先されるべきと思います。 10年程前までは中州が取り除かれており、賀茂大橋、葵橋から北山を眺めた美しい風景が、京都市のPR写真にしばしば使われていました。今は草ぼうぼうの見苦しい風景となり、写真の対象にならなくなりました。また中州にカラスの大群が群がっているのは不気味な風景です。</p>	<p>中州については、治水上の観点を優先しつつ、区間毎に方針を決め管理していくこととしています。 治水面で余裕のない区間については土砂堆積が認められ次第、河床整正を実施することとしています。</p>
30		<p>最低限、鴨川流水域内の水流蛇行が許されるべく、お願いいたします。さもないと、今後、当然発生し得る渇水時をしのげず、河川生態系への乱れを招く事は必定となりましょう。 中州成長についての危惧は、夏季の植生（草本）が最近大型化して繁茂するためによる市民の誤解に基づくのでは無いかと思へます。 ホタルについて、高野川は出町から御影橋間、鴨川は出町から東一条あたりまでに多くの発生が見られます。両岸草付部の保護方お願いします。</p>	<p>流下能力のある区間については、河床の自然攪拌なども考慮して、環境への影響も確かめながら、実施方法を検討していくこととしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（15ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
31		<p>近年、中州が復活し、水の流れるところに緑があり、素晴らしいことだと思う。また、真っ平らな水の流れに戻すのは止めてほしい。</p>	
32	中州(4)	<p>寄州は、水辺に植物を茂らせることで岸辺を補強し、川を蛇行させることも出来るし、さらにトンボの復活にもつながるのではと思います。鳥も魚、昆虫、植物、すべて楽しめる鴨川にしたいと思えば、寄州を取るということには疑問を持ちます。</p> <p>高野川の高野橋下すぐの左岸寄州には月見草の群落がありました。これは残せたら素敵ですね。</p> <p>鴨川のどこかでススキの寄州を見ました。これも残したい。ガマ、コガマは賀茂川の寄州で見ることが出来ます。</p> <p>ただ、寄州が大きくなりすぎたところ、陸地化したところ、例えば葵橋下右岸、出雲路橋下右岸は、すぐにも取り除く必要があるでしょうか。</p> <p>中州が大きくなることは、生態系を乱すことにならないか。中州の十年程度のサイクル整地に疑問を持ちます。</p> <p>中州には畑でも「三大困りもの」のオオモナモミ、アレチウリ、ヒルガオ類が生えています。</p> <p>ドンドのところ／鳥たちも好きらしく、セキレイ類、イソシギ、ユリカモメが観察できますが、ここに中州がのびていたりひっかかっていたりしています。ここを早く除いてほしい。</p> <p>石礫地の中州にいるイカルチドリ、今年はじめて見ました。このあたりは工事からはずしてください。</p> <p>中州をなかなか取り除けないのなら、草刈りはしっかり行ってほしい</p> <p>秋の草刈り、付近の私たち住民が皆で出来たら楽しいだろうナと想像しています。そうしたらすべて一律に刈り取るのではなく、ガマ、コガマ、ツルヨシなどは残して理想の形に出来るのでは？と。</p>	<p>(14ページの回答と同じ)</p> <p>中州については、治水上の観点を優先しつつ、区間毎に方針を決め管理していくこととしています。</p> <p>治水面で余裕のない区間については土砂堆積が認められ次第、河床整正を実施することとしています。</p> <p>流下能力のある区間については、河床の自然攪拌なども考慮して、環境への影響も確かめながら、実施方法を検討していくこととしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（16ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
33	下流域の整備に関すること (19)	鴨川の勧進橋から塩小路橋上流までの区間の河川敷を優先的に人が散策できる路及びサイクリング路として整備願いたい。現在、この区間で路が途切れており不便だということ、鴨川兩岸の見た目も悪く、上流・下流域に比べて余りにも見劣りしているため。	まず、ジョギングロード、遊歩道の整備を図っていきます。 サイクリングロードは利用者の安全確保などの課題も多いことから、ルート設定など、慎重に検討していくこととしています。
34		北の植物園あたりは従来より、手厚く整備されてきて、勧進橋付近とは同じ川の流域ではないような風景です。 勧進橋上流右岸の不法占拠を、撤去して下さい。	下流域については、公共空間整備が遅れており、治水・環境・利用上の観点からバランスのとれた整備を早急を実施していきたいと考えています。 不法行為の是正については、従来から看板の設置などに取り組んでいるところですが、今後は是正に向けた取り組みを行うこととしています。
35		本当に出来るのかわからないが、これまで放置されていた南部の鴨川整備をするのであれば、早急にやってほしい。	
36		鴨川はJRを挟んで、南北で大きく姿が違う。街並みもそうであるが、そういった南北問題を解消してください。	
37		鴨川の七条大橋から南の整備は大変すばらしい計画である。 京都の観光は寺院だけではなく、鴨川から左右に広がりがあり、南には多くの御陵もある。上賀茂から城南宮が京都の古い歴史の南北であり、歩いて見ていくと多くの史跡が解りやすい。ツアーとしての企画が立てられ、マラソンのコースにもなる。	

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（17ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
38		<p>「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）」の「緑の回廊」について、五条大橋から七条大橋の間の右岸、特に正面以南に高水敷又は、人が通行できる遊歩道等を整備・設置することは、沿岸の住民として反対します。理由は、現在でも左岸の高水敷に夜中に若者などが騒ぎ迷惑していること、条例が施行された後も花火をする人がいること、近所では堤防の石垣をよじ登る人がいること等、防犯面・騒音等、安心して安全な生活が脅かされることが予想されます。</p> <p>この計画について、沿岸住民は何の説明も直接受けたわけではないので、京都府からの説明をいただきますようお願いいたします。ただ不安がかきたてられるばかりです。</p>	
39		<p>川沿いに歩道ができると夜、若者が集まって騒音被害、また防犯の面においてもとても不安です。</p> <p>近所の方も以前、塀を登ってきた人がいた等の話も聞いておりますし・・・とにかく、京阪七条北西遊歩道いりません。</p>	
40	下流域の整備に関すること(19)	<p>自宅が土手に直接に続いている為に回廊を造られると、家に侵入しやすくなると思います。この儘のほうがよいと思います。</p> <p>それより川一面に草が生えています。観光客が通りすがりにこれ鴨川ですかと尋ねられて恥ずかしい思いをしました。七条大橋から正面橋をながめられて。</p>	高水敷の整備にあたっては、鴨川全体の中で、治水上の観点や利用者の利便性向上などの総合的に検討していくこととしています。
41		<p>この度の計画について、安全面でとても不安を感じるので賛成しかねます。東側の通路も禁止になっていても花火（ロケット打ち上げ）がとんでくるし、自転車は朝猛スピードで走っていてとても危険です。生ゴミがすててあったり、ホームレスの方が生活しておられたりと、少しあたたかくなると学生の酔っぱらいが夜遅くさけんでいたりしてとても不安なことばかりです。</p>	
42		<p>鴨川河川東側に通路ができてからロケット花火が家の中に入ってきたり、酔っぱらった人が向こう側から渡ってきてよじ登ってきたりと東側の河川通路ができてから危ない事があるいろいろありましたので西側の河川回廊の計画については賛成できません。</p>	

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（18ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
43		<p>鴨川河川敷（正面⇄七条西側）遊歩道の計画に反対します。我が家は、堤防に直結しており、また母（92才）の寝室でも有ります。堤防は人が登る事も出来ますし、防犯・騒音等がとても心配で不安です。安心して暮らせます様ご配慮お願い致します。</p>	
44	<p>下流域の整備に関すること (19)</p>	<p>私は鴨川のあたりに80年住んでおります。その間の推移を見て来た訳ですが、近年鴨川左岸（東側）は整備、植樹の結果、年数を至るにしたがい益々美しくなってきました。大変有難いことと思っています。しかし乍ら水辺の遊歩道からは今も夏になると花火が西岸に向かって飛んで来ます。火災発生の危険があるのでこうした行為は徹底して取締まって欲しいと思います。</p> <p>五条七条間の西岸のみたらし川（みそそぎ川のことと思われる）や遊歩道については、防犯、防火、騒音の点から考えて設置して頂きたくありません。五条以北とは立地条件が異なりますので私共としては、プレス面は何もなく大変迷惑を蒙むことのみです。</p> <p>その他七条大橋から見た鴨川を観光客はどう思うでしょう。自然のなかが好いとは云うものの、余りにも放置され過ぎです。川中央部の大きな草原は除去した方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>なお、その際以前からもずっとお願いし実行して頂いていることですが、右岸（西側）の石垣の下から10メートル程度の中の水流通を確保して頂きたいと、防犯の為によくお願いします。</p>	<p>(17ページの回答と同じ)</p> <p>高水敷の整備にあたっては、鴨川全体の中で、治水上の観点や利用者の利便性向上などの総合的に検討していくこととしています。</p>
45		<p>上記に関しましては過去数度、上二之宮町と下二之宮町とが合同で陳情させて頂いています通り、計画に当たっては、当該地域の住民であります我々と十分協議し、納得のいくもので計画施行下さるようお願い申し上げます。</p> <p>当区間は、五条以北のような商業地域でなく住宅の裏がすぐ川に面しその下の河川敷に遊歩道が出来ますと、騒音・花火・防犯上で安眠や安住がさまたげられることとなります。東岸である対岸でさえ、遊歩道が整備されてからは、相当な騒音・花火等で悩まされることがありますので西岸に遊歩道は設置しないで下さい。</p>	
46		<p>石垣の上は民家の裏に成りますから、防犯上石垣の下の通路に反対します。</p>	

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（19ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
47	下流域の整備に関すること (19)	<p>1. 現在騒音で困っています。（特に夏季シーズン多い） 現状の鴨川東側の遊歩道でも大変な騒音で種々対策（看板等）にも拘わらず少しも改善されていない。 （1）金曜日、土曜日の夜間、川端通りを徒党を組んで単車が走り廻っている。 （2）一人で楽器の練習をする。公道で河川敷であれば音は消されると思っているのか意外に耳障りである。（太鼓・管楽器等） （3）注意の看板設置にも拘わらず花火（ロケット）の違法行為は無くならない。</p> <p>2. 火災発生の恐れがあります。（特に夏季シーズン多い） （1）上二之宮町及び下二之宮町の鴨川西側の民家の屋根から焼き残りの花火（ロケット）が発見されている。 （2）殆ど古い家屋の為、類焼の恐れ大です。市からのPRで近々地震発生より怖いです。 （3）東側遊歩道より西側民家の屋根目指して火が届くのを楽しんでいる様です。（度々の為消防署への通知もしない場合が多いです。） （4）翌朝の遊歩道の惨状はひどいものです。飲酒・飲食は勿論、飲酒後のコップを割り放置し、使用済花火も放置しています。</p> <p>3. 防犯上よろしくない。（年間を通じて） 過去何度も西側の石垣を登って来て顔と顔をハチ合わせをした事あります。石垣の直下の川底の浅いところを七条より北上し 石垣に面したみかん等の果物を取っているのを見かけます。又登った人は「家屋が広いので道路と間違った」と弁明する。 上記が現状ですので、これ以上西側に遊歩道の設置は考えられません。五条大橋より北の住民は集客等必要とする商業地域であり、五条大橋より南の住民は純無たる住宅地域です。遊歩道が出来たと云って急にマナー・道徳心・エチケット・常識が向上するとは考えられません。従って、現状から見て整備・創造プランには反対します。 市民の意見を無視したお役所仕事にならない様に、先行無断着工は絶対にしないで欲しい。</p>	<p>(17ページの回答と同じ) 高水敷の整備にあたっては、鴨川全体の中で、治水上の観点や利用者の利便性向上などの総合的に検討していくこととしています。</p>
48		<p>自宅の裏は現在直接鴨川で石垣で護岸されています。七条大橋・正面橋間の人々は常に裏に対して多少の防犯の不安があっても平穏な生活を続けて来ました。将来若し遊歩道計画が実現した場合、日常生活は一変します。防犯上は勿論、昼間の雑音、夏の雑踏を思うと、とても歓迎できるものではありません。昔、打上げ花火が飛んで来た経験上、反対の立場です。</p>	

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（20ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
49		<p>歩道の件（正面橋～七条間）については、既に正面橋東側対岸に歩道があり更に西側には必要ないと思われる。ゴミ散乱や犬の散歩などによる衛生面の保全に遊歩道は望ましくないと考えられます。</p>	
50		<p>この堤防は手足が入りやすく簡単に登り下りが出来ます。私の子供が中学生のころ近所の子供さんと川遊びするときにはいつも（庄？）から簡単に登り下りをしてました。この区間だけが民家に接して居り遊歩道が出来れば堤防も低くなりより上り下りがしやすく興味本位で覗き見する者が現れたりしないか、又、花火等も心配です。防犯対策がどうなりますか説明してほしいと思います。</p>	
51	<p>下流域の整備に関する事 （19）</p>	<p>「緑の回廊」については、五条大橋以南（少なくとも五条大橋から七条大橋までの間）に延伸すべきではない。</p> <p>理由は以下の通りである。</p> <p>① 五条大橋以北の鴨川西岸は、いわゆる「納涼床」といった飲食業を中心とした商業店舗があり、高水敷の設置によって人通りを増加させることが、当該商業店舗の繁栄に資する。</p> <p>しかし、五条大橋以南の鴨川西岸は、一部喫茶店を除きその殆どが一般住宅・賃貸マンションであり、建物用途が五条大橋以北とは明らかに異なっている。五条大橋以南に高水敷を設置しても、敷設対象地域の経済に殆ど貢献しない。</p> <p>② 五条大橋以南に高水敷を設置した場合、高水敷を伝って繁華街から主に若年層のグループもしくは酩酊者が、現在よりも多く来訪することが考えられる。既に現在においても、鴨川東岸において若年層のグループによる打ち上げ花火が居住環境に悪影響を与えており、高水敷の敷設によってより喧騒が累加される可能性が高い。</p> <p>なお我々は「緑の回廊」の南進に反対しているものであり、上記プラン9ページ記載の治水対策（河床掘削による河積の拡大を図る）は早期に実施されるべきと考える。</p>	<p>（17ページの回答と同じ） 高水敷の整備にあたっては、鴨川全体の中で、治水上の観点や利用者の利便性向上などの総合的に検討していくこととしています。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（21ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
52	その他 (9) (水質)	<p>「水質」についての記述はこれでよいのかしら・・・と。BODの数字と日常私が見ている賀茂川の汚れとは差があります。去年は殊に雪も少なく雨も降らず、水量がなかったこともありまじょうが、川底が茶褐色で雑排水が入っていることが明らかでぬるぬるしているような上、昨年から石にピロピロしたものがくっついていています。</p> <p>出町橋も19年度はBOD 0.9（京都市環境情報より）、たぶん20年度はもっと悪いでしょう。四万十川平均と並べるなど変！</p> <p>賀茂川源流あたりまでA類型というのは問題です。</p> <p>京都市下水道局が二〇〇七年一二月に出された『京の水ビジョン（二〇〇八―二〇一七）中期経営プラン（二〇〇八―二〇一二）』を見ますと、「京都のまちは、琵琶湖から淀川、大阪湾そして瀬戸内海に流れる中流域に位置しています。そのため、下流域にクラス千百万人の人たちの水源を守るため市内河川はもとより流域全体として水環境の保全に務めてゆく役割を担っています。」</p> <p>そのための施策として、閉鎖水域である大阪湾、瀬戸内海の富栄養化防止のため下水の高度処理を推進/合流域下水道の改善/下水道整備の拡大/その他あげています。下水道の整備として大原・静原・鞍馬・高尾と四ヶ所（H26完成）書いてあって、鴨川にとっても嬉しいことですが高橋以北の記述はありません。そのH26年度は普及率99.2%になるらしいのですが・・・。「流域下水道整備は概ね完了しているが」（P9・中長期）は数字の上にはすぎません。</p> <p>中州、寄洲は春になるとセイヨウカラシナで黄色に染まることでしょう。これも富栄養化のせいと思うと中州や寄洲の草たちも大きな仕事しているのかもしれない。（窒素を除く浄化の仕事）</p> <p>府市協調でなんとかきれいな鴨川をと希っています。</p>	<p>下水道管理者と連携するとともに、個人レベルでの汚濁負荷の軽減や健全な水循環の保全再生を図るため、意識啓発などの取り組みを進めていきたいと考えます。</p>
53	その他 (9) (歴史)	<p>鴨川らしさ、京都らしさがもう少しあってもいいかなと思います。</p> <p>鴨川の持つ魅力や存在感、それは京都の歴史文化を背景にした鴨川固有のものだと思います。</p> <p>それを改めて感じさせるような、例えば、鴨川の歴史や沿川にある史跡の再調査やそれらを感じ発信していくこと等の仕掛けがあった方がと思います。</p>	<p>史跡マップの作成など検討し、鴨川にかかる歴史文化の発信に努めます。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（22ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
54	その他 (9) (情報発信)	鴨川を世界に誇ると言っておきながら、鴨川に関する資料館やホームページがない。生態系を観察できる鴨川博物館や歴史や関連文献などを紹介する鴨川資料館の創設、せめて、ホームページで体系的に整理して紹介すべきではないか。	史跡マップや自然環境マップの作成やホームページ掲載などを検討します。河川環境や歴史資料などの体系的整理については、今後、議論を深め検討していきたいと考えています。
55	その他 (9) (治水)	私はこの中で、特に安心・安全の鴨川づくりをすすめます。なぜなら、最近、時間雨量が50mmを越えるような集中豪雨が全国で多く発生しているので、鴨川においても、今まで経験したことのないような大きな洪水がいつ発生してもおかしくない状況にあるからです。そうすると、地ぼんがゆるんでしん水したり、家がつぶれたりしたら大変なので、よい対策をねってほしいと思います。人々の安全が大切だと思います。	安心・安全の鴨川づくりとして、治水対策をしっかりと進めていきたいと考えています。
56	その他 (9) (減災)	元淀川水系流域委員長がおっしゃるように、堤防の外側も固める、「減災」に力を入れたほうが良いかと思います。	鴨川は、河川の重要度などから考えると治水安全度が低いため、まず河積（洪水の流すことの出来る量）を確保する対策を実施します。
57	その他 (9) (河床低下) (河川利用)	<p>五条大橋、団栗橋、四条大橋の下流の護床ブロックが川底から相当飛び出しています。洗掘されて、川底が下がったように思います。団栗橋の下流に帯工があった痕跡が両端にあります。場所によっては、護岸石積の根が出ているのではないのでしょうか。さらに、四条大橋下には昔の橋脚の後の木杭、団栗橋下には昔の橋脚の鋼材が川底から出て、水位の低い時は、頭を出しています。川に入って遊ぶ時には危険です。昔に比べて川底が深く下がっている証拠ではないのでしょうか。</p> <p>今一度、川底の砂を均して、深く掘れたところを埋めると共に、ゆがんだ護床ブロックを川底へ沈め、流水部の見苦しい風景を、綺麗にすべきです。団栗橋左岸の護床ブロックは、昭和40年代半ばに京阪電車が止まるほど石積が崩れた時に復旧した名残なのでしょう。</p> <p>また、四条大橋の下、団栗橋の下の汚い状況を整理していただきたいです。</p> <p>みそそぎ川の川底に、納涼床を固定するボルトが埋め込まれています。床のない時期は、危険です。</p> <p>みそそぎ川の西側はどこまでが河川敷なのでしょう。室外機は見苦しさより河川敷に無断で置いていて、違反なのではないのでしょうか。それならば撤去してもらいましょう。室外機の外にも、いろいろな物を置いています。</p> <p>五条大橋付近の高水敷が先細りしていて危険なのと、五条公園から下りる箇所が階段がなく、ベビーカーを押したままで高水敷へ入れないのが残念です。</p>	<p>河床低下や護床ブロックについては、維持管理の中で適切な対策に努めていきます。</p> <p>不法行為については、引き続き指導に努めていきます。</p> <p>納涼床の基礎や室外機などについては、府民の意見も聞きながら対策を検討していくこととします。</p> <p>河川へのアクセスについては、バリアフリーの観点で整備を進めているところですが、高水敷の再整備の中で、少しでも利用しやすくなるよう検討していきます。</p>

鴨川河川整備計画（原案）及び水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（中間案）に対する意見及び京都府の考え方（23ページ）

	分類	意見（趣旨）	京都府の考え方(案)
58	その他 (9) (夜間照明)	常にきれいに清掃していただきありがとうございます。毎日鴨川を散歩しております。意見としましては次のとおりです。外灯設置、景観もよくなり、安全防犯のためにも設置して欲しいです。	鴨川は、一部都市公園などとしての利用がされているものの、高水敷は洪水時に水が流れる部分であり、夜間に積極的に人を誘導するような照明については、河川管理者としては設置しないことを基本としています。
59	その他 (9) (自転車の締め出し等)	近年の整備が進み流域がずいぶん清潔になったと思います。利用している方々も増加して混雑しているくらいです。歩いている者が一番に遠慮して気をつけていなければならない状態です。市街の一般道路並みで大変です。防災安全面との兼ね合いとは思いますが、自然を大切に、利便性を第2に考えた計画であって欲しいです。具体的には、まず自転車のしめ出し、グラウンド、テニスコート、遊具、芸術的モニュメント、不必要な案内標識は必要ではないと考えています。	自転車等利用の在り方については、今後、府民の意見も聞きながら対応を検討していくこととします。
60	その他 (9) (自転車の住み分け) (高水敷整備の在り方) (河川環境)	<p>河川公園であれば、優先権は歩行者にあり、当然自転車が危険を避ける義務があるはずであるが、明記していない。高齢者が犬の散歩時に自転車との接触はたびたび見られる。自転車と歩行者は区別すべきである。</p> <p>高齢者の人々の散歩にこれほど適した場所は少ない。しかし、風の通りと木陰の配置に計画性が少ない。</p> <p>鴨川は水が自噴している場所が何カ所か存在する。河川の小動物や野鳥が多く、市民を楽しませる要因の一つである。同時に日本の政令都市のど真ん中で、芹やクレソンが自生している都市は少なく、鴨川の水質の良さを示す原点であるが、一斉草刈りでは無惨に跡形もなく除去している。市民意識を高めるためにも植生を正しく残す意識がなければ、環境は維持できない。河川自然プランに植生も正確に掲載し、年間プランを作りあげる必要がある。</p>	<p>自転車等利用の在り方については、今後、府民の意見も聞きながら対応を検討していくこととします。</p> <p>今後は、自然環境マップなどを有識者や府民と一緒に作っていくことし、維持管理などの在り方も検討していきたいと考えています。</p>